

入札保証金について

1. 入札保証金の額

見積る契約金額(消費税込み)の100分の5以上とします。もし、足りなかった場合、入札は無効となります。入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

2. 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当します。

3. 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部又は一部が免除できます。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和6年3月12日(火)17時までに提出した場合。
- (2) 入札に参加しようとする者が過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体が証明する書面(様式第1号)又は契約書の写し等を令和6年3月12日(火)17時までに提出した場合。

4. 現金で納付する場合の納付方法

納付方法	(1) 様式第2号の債務者登録票に必要事項を記入し、管財課へ提出する。 (令和6年3月11日(月)まで) (2) 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収証の写しを管財課へ令和6年3月12日(火)17時までに呈示すること。
納付場所	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、 沖縄県労働金庫、農業協同組合(県内)、商工組合中央金庫那覇支店、 指定されたみずほ銀行
納付期間	令和6年3月11日(月)から3月12日(火)まで
還付方法	入札終了後、約20日後に登録した口座へ振り込み(落札者以外)